

○内子町うちこんかい定住促進事業補助金交付要綱

平成20年3月17日

告示第11号

改正 平成23年3月31日告示第27号

平成24年6月28日告示第65号

平成28年3月25日告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、内子町の過疎化を緩和し、定住促進と人口の増加を図るため、新規転入者及び町内に住所を有する者に対し、住宅用地取得等定住及び町内建築業者の育成に要する経費について、予算の範囲内において内子町うちこんかい定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 内子町の住民として住民基本台帳に記録され、永住又は10年以上居住する意思がある者をいう。
- (2) 新規転入者 転入前2年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による他の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、平成20年5月1日以後に定住の意思をもって当町に転入しようとする者をいう。
- (3) 土地取得 自己の居住の用に供するため、内子町及び内子町土地開発公社が分譲する宅地を平成20年5月1日以後に取得（所有権に限る。）することをいう。
- (4) 住宅建築 内子町及び内子町土地開発公社が分譲する宅地を平成20年5月1日以後に取得（所有権に限る。）し、自己の居住の用に供するための住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については居住の用に供する部分に限る。）を建築することをいう。
- (5) 町内建築業者 内子町内に本店及び支店を有する法人、又は個人業者をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の補助事業名、対象団地、対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別表に定める申請添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定等)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、補助金交付申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により可否を決定したときは、その結果を補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を取得した後内子町に定住する意思を有する者であること。
- (2) 補助を受けようとする日以前1年間において納付すべき市町村民税又は使用料の滞納がないこと。
- (3) 他の公的な助成制度等によって土地を取得し、住宅を建築する者でないこと。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更を行う場合は、補助金交付変更承認申請書(様式第4号)により、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助金交付中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により、町長の承認を受けなければならない。

3 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金の請求は、補助金交付請求書(様式第6号)によるものとし、別表に定める請求添付書類を添えて、補助事業完了後速やかに町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽又は不正の申請をして補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 補助金の交付をした日から起算して10年未満に補助の対象である土地を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (4) 補助金の交付をした日から起算して10年未満に補助の対象である建物に自らが居住しなくなったとき、又は他人に譲渡し、若しくは貸与したとき。

2 補助金返還命令書は、様式第7号のとおりとする。

(その他)

第10条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月1日から施行する。

(内子町定住促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 内子町定住促進事業補助金交付要綱（平成17年内子町告示第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の内子町定住促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日告示第27号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日告示第65号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第14号）

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の内子町うちこんかい定住促進事業補助金交付要綱、第2条の規定による改正前の内子町私立保育所補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の内子町児童手当事務取扱規程、第4条の規定による改正前の内子町未熟児養育事業実施要領、第5条の規定による改正前の内子町障がい児通所給付費による多子軽減措置に伴う償還払支給要綱、第6条の規定による改正前の内子町における65歳以上の者への障害者控除対象者認定書の交付に関する要綱、第7条の規定による改正前の内子町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、第8条の規定による改正前の内子町地域生活支援事業実施要綱、第9条の規定による改正前の内子町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱、第10条の規定による改正前の内子町障害者用自動車改造費助成事業実施要綱、第11条の規定による改正前の内子町障害者地域活動支援センター事業及び同センター機能強化事業運営要綱、第12条の規定による改正前の内子町

国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱、第13条の規定による改正前の内子町障害者訪問入浴サービス事業実施要綱及び第14条の規定による改正前の内子町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

補助事業名	対象団地	対象経費	補助金の額	申請添付書類	請求添付書類
土地取得補助事業	麓団地 青葉台団地 御祓団地 第二柿原団地	土地開発公社と契約した購入金額	土地購入金額の20%に相当する額又は300万円のいずれか低い額	次に掲げる書類を添えて土地売買契約締結後速やかに申請する。 (1) 住民票謄本（同居予定者全員） (2) 土地売買契約書の写し (3) 誓約書（別紙）	次の書類を添えて所有権移転登記完了後速やかに請求する。 土地登記事項証明書
住宅建築補助事業	麓団地 青葉台団地 御祓団地 第二柿原団地	住宅建築に要した経費	住宅建築に要した費用の5%に相当する額又は100万円のいずれか低い額	次に掲げる書類を添えて工事着手前又は売買契約後速やかに申請する。 (1) 住民票謄本（同居予定者全員） (2) 住宅取得に要する費用を明らかにできる書類（売買契約書、工	次に掲げる書類を添えて住所移転後速やかに請求する。 (1) 住民票謄本（同居者全員） (2) 取得した建物の登記事項証明書 (3) 住宅建築に要した費用を明らかにで

				事請負契約書等の写し（図面含む。）） (3) 土地登記事項証明書の写し (4) 誓約書	きる書類（領収書、これに準ずるものの写し）
町内建築業者利用補助事業	麓団地 青葉台団地 御祓団地 第二柿原団地	土地開発公社と契約した購入金額 （ただし、町内建築業者と契約し、建築した住宅に限る。）	土地購入金額の10%に相当する額又は100万円 のいずれか低い額	町内建築業者を証明する書類 住宅建築補助事業申請添付書類に準じる。	住宅建築補助事業請求添付書類に準じる。

備考 この表において、算出された補助金の額で1万円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

別紙

誓 約 書

私は、内子町うちこんかい定住促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請にあたり、同要綱の趣旨を理解のうえ、永住又は10年以上申請土地及び住宅に定住することを誓約いたします。

なお、補助金を受給するための資格及び補助要件を欠いたとき、又は偽りその他不正行為により補助金を受けていたことが判明したときは、町長の命令に従い、既に受けた補助金の全額を返還いたします。

年 月 日

内子町長 様

申請者
住 所
氏 名



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

内子町長

様

申請者

住 所

氏 名



補 助 金 交 付 申 請 書

内子町うちこんかい定住促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金申請額 金 円

(内訳)

土地建築補助金 円

住宅建築補助金 円

町内建築業者利用補助金 円

1 取得土地の表示

(1) 土地売買契約年月日 年 月 日

(2) 所在

(3) 地番

(4) 地目

(5) 地積

(6) 所有者

2 住宅建築概要

(1) 構 造

(2) 建築面積 m² (坪)

(3) 延床面積 m² (坪)

(4) 着工予定 年 月

(5) 完成予定 年 月

3 町内建築業者

(1) 建築業者名

(2) 建築業者住所

注) 別表に掲げる書類を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

内子町長 

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町うちこんかい定住促進事業補助金については、次により交付決定したので通知します。

補助金の交付決定額	円
内 訳	
土地取得補助金	円
住宅建築補助金	円
町内建築業者利用補助金	円

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

内子町長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町うちこんかい定住促進事業補助金については、次により不交付と決定したので通知します。

不交付決定の理由

(不服の申立て)

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に内子町長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、当該処分又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、内子町を被告として提起することができます。しかし、当該処分日又は審査請求に対する裁決日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り提起することができません。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

内子町長 様

申請者
住 所
氏 名



補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました内子町うちこんかい定住促進事業の内容を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

内子町長 様

申請者
住 所
氏 名



補助金交付中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました内子町うちこんかい定住促進事業について、事業を次のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の内容
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

内子町長 様

申請者

住 所

氏 名



補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた内子町うち
こんかい定住促進事業補助金を次のとおり請求します。

1 事業の内容

2 補助金交付決定額 円

3 補助金請求額 円

4 振込指定口座

金融機関名

支店等名

預金種別 普通・当座

口座番号

(ふりがな)

口座名義人

※ 申請者が口座名義人となっているものに限りです。

注) 別表に掲げる書類を添付してください。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

内子町長



補 助 金 返 還 命 令 書

内子町うちこんかい定住促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金の名称 内子町うちこんかい定住促進事業補助金
- 2 交付決定年月日 年 月 日
- 3 既交付金額 円
- 4 返還命令額 円
- 5 返還を命ずる理由

別紙

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)